

三股町保育士等就職支援事業補助金のご案内

三股町では、町内の保育所・認定こども園などで働く保育人材の確保を目的に、新卒の保育士等の方へ補助金を交付します。

1. 対象となる方：以下のすべてに該当する方が対象です。

- ★ 新卒者（保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師・小学校教諭・養護教諭）
- ★ 町内の保育所または認定こども園に 常勤 として採用された方
- ★ 町税等の滞納がない方

2. 補助金額：

区分	金額	備考
① 就職時（常勤）	20万円	
② 勤続1年経過	10万円	①に該当する方が対象となります。
③ 勤続2年経過	10万円	②に該当する方が対象となります。
④ 勤続3年経過	10万円	③に該当する方が対象となります。

※勤続期間の考え方※

- ・原則、就職した日の翌月から月単位で計算します。ただし、就職した日が月の初日であるときは、その月からとなります。
- ・産休・育休・疾病などの休業は一定期間まで勤続に含められますが、上限を超える休業は「離職扱い」となります。

3. 申請に必要な書類及び申請期限：

区分	申請書類	申請期限
就職時 (20万円)	申請書兼請求書（様式第2号） 雇用証明書（様式第3号） 資格証の写し 振込口座がわかる書類 滞納のない証明書（申請日から3か月以内）	採用日から 3か月以内
勤続1・2・3年 経過 (各10万円)	申請書兼請求書（様式第2号） 雇用証明書（様式第3号） 振込口座がわかる書類 滞納のない証明書（申請日から3か月以内）	継続期間が 1年、2年、3年 を経過した日から 3か月以内

4. 補助金の交付：

- ★ 審査後、交付決定通知を送付し、確定払いで振り込みます。

5. 返還が必要となる場合：

- ・就職後 1 年未満で離職した場合
- ・勤続 1・2・3 年の補助金受給後、1 年未満で離職した場合
- ・不正があった場合

6. 補助対象期間：

- ・令和 8 年度～令和 10 年度（3 年間）
- ・期間内に就職時の申請した方が対象となります。

【お問い合わせ】

詳しい情報や不明な点については、三股町福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

三股町福祉課児童福祉係 0986-52-9060